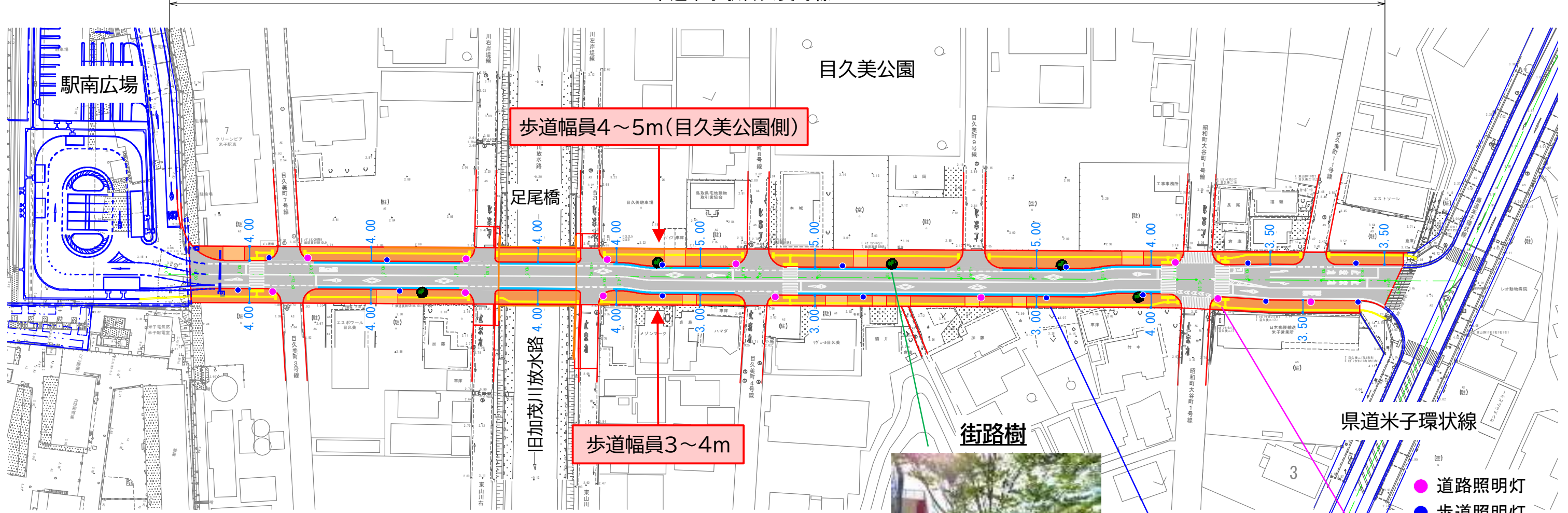


# 市道米子駅目久美町線 整備イメージ図

R5.5  
米子市道路整備課

市道米子駅目久美町線 L=330m



## 整備イメージ

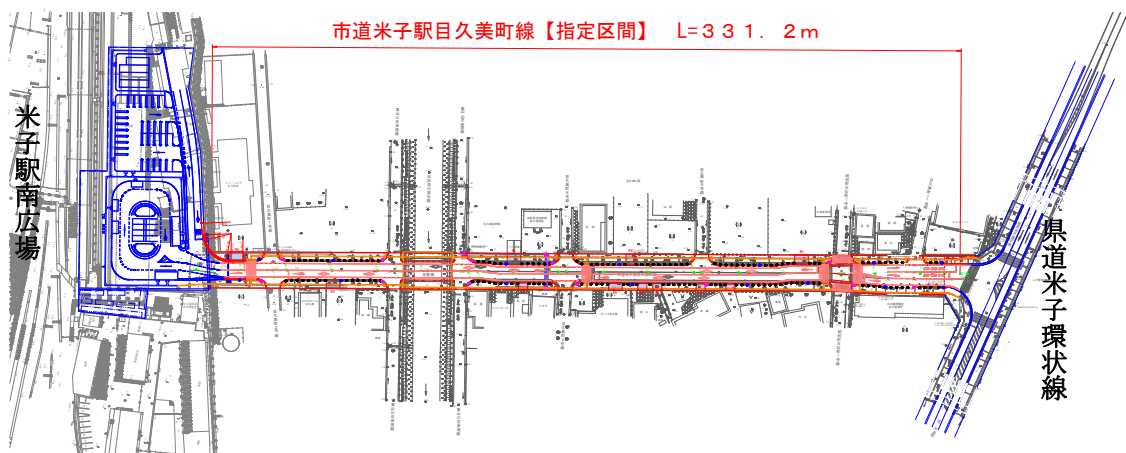


## 市道米子駅目久美町線の歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定について（報告）

今年工事着手する市道米子駅目久美町線は、「歩いて楽しいまちづくり」の実現のため、歩行空間活用の観点から歩行者利便増進道路に位置付けて計画を行っており、工事発注に先立ち、あらためて路線の指定について報告するものです。

### 1 歩行者利便増進道路の指定路線

市道米子駅目久美町線（米子駅南北自由通路及び米子駅南広場を除く）



### 2 歩行者利便増進道路の概要

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定し、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものです。

歩道等の中に、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保し、歩行者が滞留・賑わいが創出できる空間を定めた道路です。

### 3 歩行者利便増進道路の指定の理由

歩行者利便増進道路を指定することにより、「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」などの地域のニーズに応じた道路空間の構築を行うためです。

また、歩道拡幅などのウォーカーブル推進事業との併用により、にぎわい創出の効果が高まることが期待できるものです。

### 4 歩行者利便増進道路の特徴

1) 歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩道を拡げるなどとして、歩道等の中（通行区間とは別に）に歩行者の利便増進を図る空間（滞留空間）の整備ができます。

2) 歩行者利便増進道路内に定めた利便増進誘導区域(※1)では、歩行者利便増進施設(※2)の道路占用許可について、無余地性の基準(※3)が除外され道路占用が柔軟に認められるようになります。

また、道路空間を活用する者(=占用者)を公募により選定することもでき、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となります。公募によって選定された場合には最長20年(通常は5年)の占用が可能となり、テラス付きの飲食施設などの初期投資が多い施設も事業計画が立てやすくなることから、民間事業者の事業参加がしやすくなります。

(※1) 利便増進誘導区域

道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域

(※2) 歩行者利便増進施設

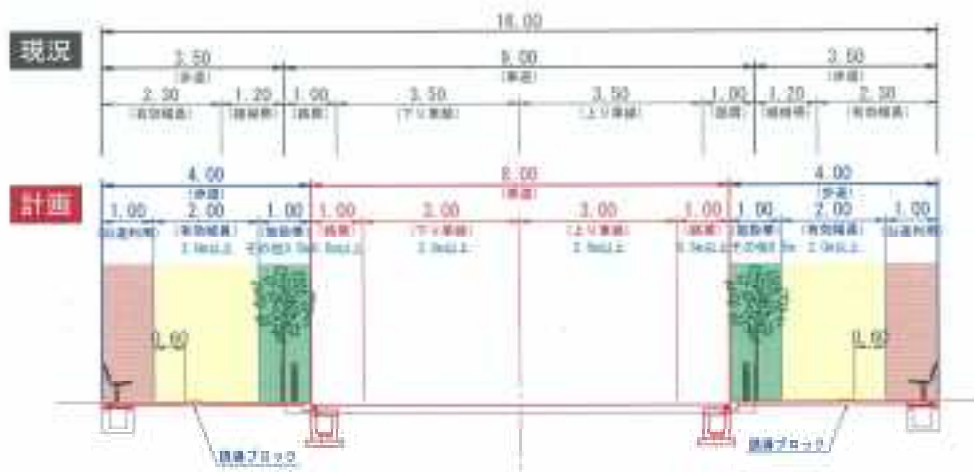
広告塔、看板、ベンチ、街灯、標識、食事施設等

(※3) 無余地性の基準

道路の占用が道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合に限り当該占用を認めるとする基準

【歩行者利便増進道路の整備イメージ図】

標準断面図



目久美公園整備計画について（報告）

1 令和5年度計画について

令和4年度に米子工業高等専門学校から提案を受けたデザインを参考とし、詳細設計を行う。

2 デザイン案概要

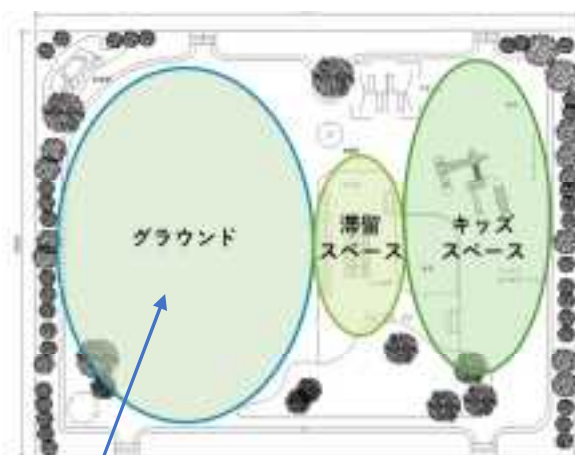
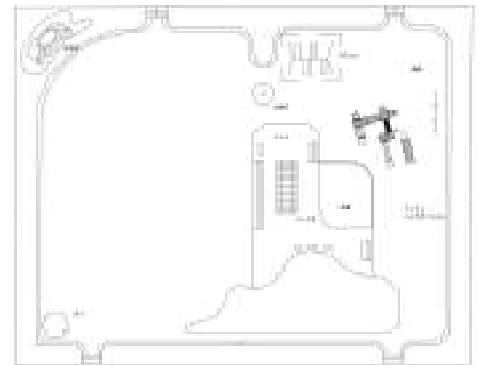
コンセプト：「公園へ、まちへ“歩み”を繋げる」

「人」との『縁』をつなぐ公園とした『円』形デザイン

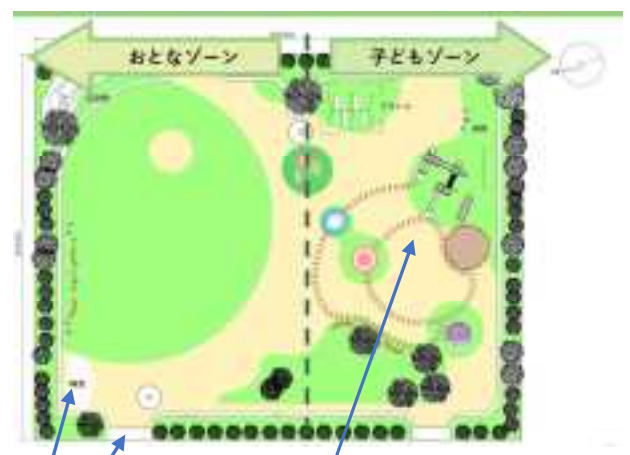
デザイン案（米子工業高等専門学校最終提案）



現況



グラウンドゴルフや自治会行事などが利用可能な広場を確保



トイレ・園路・進入路バリアフリー化

既存遊具（こども駅）を活用

